皆さんの意見を募集します
パブリックコメント

市が策定を進めている3つの計画について、パブリックコメントを実施します。これは、計画原案を市民の皆さんに公表して意見をお聴きし、提出された意見を検討して、より良い計画策定を目指すものです。
ぜひ、意見をお寄せください。

パブリックコメントの流れ

①市が計画原案を作成します

⬇

②計画原案を市民の皆さんに公表します

公表内容…計画原案作成の趣旨・目的など
公表方法…担当部署・本庁・各総合支所などで閲覧、市ホームページに掲載

⬇

③市民の皆さんから意見を募集します

意見を提出できる方…市内に在住または勤務・在学している方、市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体など
提出方法…持参、郵送、ＦＡＸ、メールなど

⬇

④提出された意見を検討します

⬇

⑤結果を公表します

公表内容…提出された意見の概要と、それに対する市の考え方

⬇

⑥計画を策定します

意見が計画に反映された事例

日光市国際化基本計画

◎意見
観光交流人口の増加による経済的効果や、子どもたちへの教育の観点から、「訪日教育旅行」の受け入れ、積極的誘致の推進を計画に組み込んで欲しい。

◎対応
海外からの教育旅行の受け入れ態勢整備事業として、誘致方法や環境整備について検討を進める内容を追記しました。

今回意見を募集する計画原案

①日光市健康にっこう21計画（第2次）（原案）

この計画は、健康増進法を根拠とする計画で、市民一人一人が生涯を通じて健康に生活できるよう主体的に取り組むとともに、その取り組みを地域全体、行政、学校、企業などが一体となって支えていくための指針となるものです。

今回、「健康にっこう21計画（第1次）」の評価と課題や、健康づくりを取り巻く状況を踏まえ、市民一人一人が健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を延ばし、生き生きと暮らせる日光市を目指し、この計画を策定します。

②日光市食育推進計画（第2次）（原案）

この計画は、食育基本法を根拠とする計画であり、市民自らが食育推進のための活動を実践し、食に関する理解を深め、心身の健康増進と豊かな人間性を育み、健全な食生活を社会全体で実現することを目指しています。

今回、「日光市食育推進計画（第1次）」の評価と課題を踏まえ、食育に関する施策を継続して推進していくため、この計画を策定します。

なお、この計画は、「日光市健康にっこう21計画（第2次）」の栄養・食生活分野を担い、より具体的に推進していきます。

③（仮）日光市歯科保健推進計画（原案）

この計画は、平成23年7月に制定した「日光市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、市民自らが歯および口腔の健康の重要性を認識し、健康づくりに取り組むことを促進し、生涯にわたる健康の保持・増進へとつなげるために策定するものです。

なお、この計画は、「日光市健康にっこう21計画（第2次）」の歯・口腔分野を担い、効果的に推進していきます。

◆公表資料
①日光市健康にっこう21計画（第2次）（原案）
②日光市食育推進計画（第2次）（原案）
③（仮）日光市歯科保健推進計画（原案）

◆資料の閲覧および意見の提出期間
7月1日（月）～8月1日（木）必着

◆担当部署（提出先）及びくわしくは
〒321-1262 平ケ崎109
健康課 健康推進係
☎（21）2756・FAX（21）2968
メール kenkou@city.nikko.lg.jp

各意見募集に共通の事項

◘資料の閲覧場所および開設時間
○各担当部署
○情報公開コーナー（本庁舎2階）
○各総合支所市民福祉課・支所・出張所
※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時15分
○各公民館・図書館
○市民サービスセンター
※各施設の開設日・開設時間
○市ホームページ

◘意見を提出できる方
○市内に在住または勤務・在学している方
○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

◘意見の提出方法
意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・ＦＡＸ・メール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出してください。
※持参の場合は、閲覧場所に指定されている各施設へ提出することもできます。
※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

◘提出意見の取り扱い
○皆さんから提出していただいたご意見は、計画策定の参考とします。
○ご意見は、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。
○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
○意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名など）については公表しません。

パブリックコメント制度についてくわしくは
秘書広報課☎（21）5135